令和６年度静岡市協働パイロット事業　見積書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名：

|  |
| --- |
| 事業のタイトル： |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 金　　額 | 説　　明（算出根拠） |
|  |  |  |
| 小　計　Ａ |  |  |
| 消費税　Ｂ＝Ａ×0.10 |  |  |
| 合　計　Ａ＋Ｂ |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 実費弁償による契約締結の希望  （いずれかに○をつけてください。） | 有　・　無 |

※事業に直接関係のない経費（団体事務所の賃借料等）や備品購入費は計上できません。

・実費弁償による契約締結とは？

　協働パイロット事業は、団体と市が委託契約を締結し、委託事業として実施します。

　市からの委託事業は、法人税法施行令に定める収益事業のうち「請負業」に該当するため、法人市民税や法人県民税の減免を受けているNPOは、減免を受けることができなくなってしまいます（人格のない社団等（※１）についても同様です。）。

　実費弁償（※２）により契約を締結し、そのことについてあらかじめ所轄税務署長の確認を受けた場合、当該事業は収益事業に該当しないこととなるため、課税の免除を希望する場合は「実費弁償による契約締結の希望」を「有」としてください。

（※１）…法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの。具体的には、以下の要件を備えているものが該当します。

　　　　（１）団体としての組織を備えていること

　　　　（２）多数決の原則が行われていること

　　　　（３）構成員が変更しても団体そのものは存続すること

　　　　（４）その組織によって代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること

（※２）…その委託により委託者から受ける金額（＝委託料）が、当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいいます。

**【留意事項】**

（１）すでに収益事業を実施している場合、協働パイロット事業について実費弁償による契約締結をしても課税は免除されません。

（２）実費弁償契約による契約を締結した後は、ご自身で税務署長に対して「実費弁償による事務処理の受託等の申請」手続を行っていただきます。詳細については、所轄税務署にお問い合わせください。